

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

報告書

平成27年8月

### 1 経緯

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を組織し、応募団体から提出された提案書類の審査及び公開による面接審査を行いましたので、ここに審査結果を報告します。

選定委員会では公募要項であらかじめ定めた「評価基準項目」に従い、応募団体から提出された提案書類の審査を行い、その後の面接審査において、応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行い、指定候補者を選定しております。

### 2 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会

委員長 杉崎 和久（法政大学 教授）

委員 森谷 薫（瀬谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表）

菅野 広章（瀬谷区青少年指導員連絡協議会 副会長）

神林 節子（瀬谷区子ども会育成連絡協議会）

野口 健次（税理士）

### 3 審査の経過

項目	年 月 日
◆第1回横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 (公募要項、審査基準の決定) 傍聴者:0名	平成27年5月18日(月)
公募要項の配布	平成27年5月25日(月)～平成27年7月16日(木)
応募説明会(参加1団体)	平成27年6月9日(火)
公募要項等に関する質問受付(0件)	平成27年6月10日(水)～平成27年6月15日(月)
応募書類の受付(1団体)	平成27年7月15日(水)・16日(木)
◆第2回横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 (面接審査:1団体、採点、指定管理者の選定) 傍聴者:0名	平成27年8月19日(水)

### 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス第3期指定管理者 公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「審査の基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、公開プレゼンテーションにおいて、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で、平均点を取って委員会としての点数としました。また、最低基準を60点とし、その他特記加点・減点事項の平均加減5点をもって評価に加えることができるとしました。

\* 審査基準項目及び配点

項 目	審査の視点	配点
1 団体の状況（10点）		
(1) 団体の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5点
(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募内容であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5点
2 職員配置・育成（10点）		
(1) 職員の確保、配置及び育成	施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5点 ×2
3 施設の管理運営（40点）		
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。	5点
(2) 小破修繕への取組み	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5点
(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5点 ×2
(4) 防災に対する取組み	市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5点
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受付方法やこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5点 ×2
(6) 個人情報保護、情報公開人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5点
4 事業の企画・実施（30点）		
(1) 事業計画・事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	5点 ×2
(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5点 ×2
(3) 地域課題の理解及び課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	5点
(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	5点
5 収支計画及び指定管理料（10点）		
(1) 指定管理料の額	収支計画が適正であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5点

	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5点
その他特記加点・減点事項（－5点～＋5点）			なし
合計			100点

## 5 応募者の制限

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

参考:横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス第3期指定管理者公募要項

### (5) 応募条件等について

#### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ウ 共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出することとします。

#### エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。  
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

**キ 応募内容変更・追加の禁止**

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

**ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止**

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

**ケ 応募者の失格**

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ①オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- ③現地見学会及び応募説明会へ参加していない場合

6 応募団体

1 団体

特定非営利活動法人 区民施設協会・せや

7 審査結果

応募団体から提出された書類の審査と公開プレゼンテーション、質疑を行い、選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の得点となりました。

8 得点

	指定候補者
項目（配点）	特定非営利活動法人 区民施設協会・せや
1 団体の状況（10点）	7.6
2 職員配置・育成（10点）	6.0
3 施設の管理運営（40点）	31.4
4 事業の企画・実施（30点）	21.0
5 収支計画及び指定管理料（10点）	8.0
合計点数（100点満点）	74.0

※最低基準 60点

## 9 審査総評・講評

第3期瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定については、1団体からの応募がありました。選定委員会で議論を重ね厳正に審査をし、委員5名が各100点で採点をした結果合計の平均点が74点で最低基準の60点を上回っており、特定非営利活動法人区民施設協会・せやを指定候補者として選定しました。

応募団体が1団体であったため、比較評価ができず、難しい審査となりましたが、現指定管理者としての実績・安定性、施設の保全や維持・管理に関する提案及び利用促進に関する提案が評価されました。

一方で、こどもの安全面に関して、スタッフの配置体制や研修の充実が必要との指摘がありました。また、これまでの運営を踏まえ、人材育成や子育て支援など新たな取り組みにチャレンジしてほしいとの意見も出されました。

第2期に続き応募団体が1団体にとどまり、競争相手がいない状況で選定が行われましたが、このような状況が続くことは、指定管理者制度の健全性が損なわれることにもなる、との声もありました。

特定非営利活動法人区民施設協会・せやが指定管理者となった場合には、慢心することなく、高い理念と目標を掲げ、さらなる利用者サービスの向上、効率的な施設管理・運営に真摯に取り組んでいただきたいと思います。